## **第1号様式**(第9条関係)

## 条 例 見 直 し 調 書

			作成年度	平成 2	7 年度	次回.	見直し予定	平成 3	32 年度
条	例 名	神奈川県観光振興条例							
条	例 番 号	平成 21 年神奈川県条例第 73 号 法規集 第 10 編第 5 章							
所	管 室 課	産業労働局観光部観光企画課							
条	例の概要	この条例は、観光の振興により将来にわたる持続的な本県の経済社会の発展が図られる観光立県かながわの実現が極めて重要であることに鑑み、これに必要な観光の振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めるものである。							
	視点		検討	内	容			備	考
検	必 現必例 有 現容がき 内題で	等を契機に、を 中、観光のの切り で観光を活のの切り で見います。 も必条例画には、 が計画になが、 が計画にない。 がはている、 では、有効には、 おり、には、 おり、には、 おり、には、 おり、には、 おり、には、 おりには、 もりには、 おりには、 もり	興に関する施登 曽加と観光を観光で 条にをといるを 条にをといるを をは観計を をはましまでである。 をはままでである。 をはままでいますがいます。 ははいますがいますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができます。 はは、これますができますができます。 はは、これますができますができます。 はは、これますができますができます。 はは、これますができますができます。 はは、これますができますができますができますができますができますができますができますができ	増 の額と 観、現た 高 外条を のののを 光観消施を 人観で の光費策記 観光	るかにと 興興額の録 光客こかよす に計等施す 客の	が計、本善すを数計な 一入求画県条 る定値よど 層体め的経例 施め目よ成 の制	SA A A A A A A A A A A A A A		
討	対 現容的る 本 性県本針しか 法憲令 の本 な適い 性、抵急に を は を は を は を は を は を は を は を は を は を は	本条例第15名 く県民等から記 また、価を受け 「かながった」の エンジをで のエンジをで がった。 「本のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ブランドデザイ D中に「観光」 同グランドテ の施策体系に 見光立国推進基 也方公共団体の	で、また、 このでは、 でののでは、 このでは、 このでは、 このでは、 このでは、 このとのでは、 このとのでは、 このとのでは、 このとのでは、 このでは、 この	りに結効 ロれ主ら 本て 工生 本で はに的 エと施て 念策	しつに推進した。	1る。 こ、観光 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (		
	しないか。	れていない。							

	そ(	の他					
見	1	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等			
直	2	改正・廃止	この必要はない。運用の改善等を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けら			
U	3	改正を検討	すする。運用の改善等の必要はない。	れないため。			
結	4	改正及び遺	<b>運用の改善等を検討する。</b>				
果	5	廃止を検討	<b>寸する。</b>				